

写

公印省略

2教教第3318号

令和3年2月1日施行予定

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

産業医の設置について

職員の健康管理については、平成31年1月25日に取りまとめられた中央教育審議会の答申において、学校における労働安全衛生管理の必要性にも言及されるなど、より一層の充実が求められているところです。

このような状況を踏まえ、別添のとおり「福岡県教育委員会産業医設置要綱」を定めましたので、令和3年度以降は、本要綱に基づき、下記を参照の上、職員の健康管理体制の充実を図られますようお願いいたします。

なお、教職員の健康管理に従事する「健康管理医」の設置等について（平成5年3月26日4教福第342号教育長通知）及び「福岡県立学校健康管理医設置要綱」については令和3年3月31日をもって廃止します。

記

① 主な変更点

（1）選任等

- 原則として産業医（産業医の資格を有する医師）を選任することとし、健康管理医（産業医資格を有しない医師）を選任できるのは、職員数50人未満の所属において産業医を選任できない場合に限るものとしたこと。
- 学校医のうちから選任することとしていた要件をなくし、学校医と産業医等を分けて委嘱することとしたこと（兼任することは可）。
- 任期は1年としたこと。
- 複数課程を置く場合であっても選任数は1名としたこと。

（2）職務の整理

- 職務を法令に基づき整理したこと。

（3）報酬

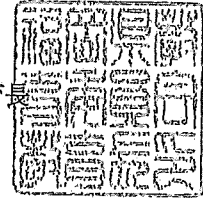
- 別途措置を講じるものとしている報酬について、職員数に応じ増額される単価を設定する予定であること（後日通知）。

2 教教第 3 3 1 8 号

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

(公社) 福岡県医師会会長 殿

福岡県教育委員会教育長



産業医の設置について

職員の健康管理につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、「県立学校における産業医に関する要望」(令和元年 10 月 17 日福県医発第 1872 号(地))において、産業医の適正配置及び職務内容や職員数に応じた適正な報酬額の設定等について御要望をいただいたところです。

これを踏まえ、本県教育委員会においては、別添のとおり「福岡県教育委員会産業医設置要綱」を定め、職員の健康管理体制の更なる充実を図ることといたしました。

つきましては、産業医の設置について、貴職の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、各県立学校長宛てには、別添写しのとおり令和 3 年 2 月 1 日付で通知する予定ですので、郡市医師会様からの産業医の推薦について、御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、「福岡県教育委員会産業医設置要綱」については、従前から産業医が設置されている本庁等にも同様に適用されるものであることを申し添えます。

○ 主な変更点

- ・ 原則として産業医(産業医の資格を有する医師)を選任することとし、健康管理医(産業医資格を有しない医師)を選任できるのは、職員数 50 人未満の所属において産業医を選任できない場合に限るものとしたこと。
- ・ 職務内容や職員数に応じた報酬額を設定したこと(県立学校のみ)。
- ・ 学校医のうちから選任することとしていた要件をなくし、学校医と産業医等を分けて委嘱することとしたこと(兼任することは可)。

(県立学校の産業医等の報酬額)

(職員数)	(報酬額／年)
200 名以上	192,000 円
100 名～199 名	138,000 円
99 名以下	84,000 円

※ 県内部での予算編成後、2月議会への提案。議会による議決をもって成立となります。

福岡県教育委員会産業医設置要綱

(目的)

第1条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(以下「法」という。)第13条及び第13条の2の規定に基づき、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の健康管理体制の充実を図ることを目的として産業医を設置する。

なお、本要綱において出先機関とは、教育事務所及び県立学校を除く教育機関のことをいう。

(身分)

第2条 産業医(次条第2項に規定する健康管理医を含む。)は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員とする。

(選任等)

第3条 産業医は、法第13条第2項に規定する要件を備えた者のうちから選任する。

2 職員数50人未満の所属において前項に定める産業医を選任できない場合に限る。法第13条の2に規定する職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師を、産業医に代わる者として選任することができるものとし、この者を「健康管理医」という。

3 産業医(健康管理医を含む。以下同じ。)は、次に掲げる区分に応じて配置するものとする。

(1) 本庁及び職員数50人未満の出先機関 1名(健康管理医は選任できない。)

(2) 職員数50人以上の出先機関 各1名(健康管理医は選任できない。)

(3) 県立学校 各1名(職員数50人以上の場合、健康管理医は選任できない。)

4 産業医は福岡県又は福岡県内各市郡の医師会の推薦に基づき、福岡県教育委員会が委嘱するものとする。ただし、第1項又は第2項に定める要件を備えた県職員の中から任命し、又は委嘱する場合はこの限りではない。

(任期)

第3条の2 産業医の任期は、1年とする。ただし、年度途中で産業医が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 産業医は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 過重労働対策として福岡県教育委員会が別に定める面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 心理的な負担の程度を把握するために福岡県教育委員会が別に実施する検査及び当該検査結果を受けて福岡県教育委員会が別に実施する面接指導の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(4) 作業環境の維持管理に関すること。

(5) 作業の管理に関すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (7) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (8) 衛生教育に関すること。
- (9) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、所属長に対し、職員の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

(報酬)

第5条 産業医の報酬については、別途措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

県立高等学校の産業医、健康管理医の設置状況

学校名	職員数	産業医	健康管理医	備考
三井高等学校	56人	× (置いていない)	加藤 光樹	校医の加藤先生が兼任
小郡高等学校	59人	渡辺 正俊		校医の渡辺先生が兼任
小郡特別支援学校	143人	× (置いていない)		校医の加藤先生が兼任

令和3年1月調べ